

公共土木工事における木材利用推進指針

平成26年6月4日制定	農林水産部 県土整備部
平成31年4月1日改正	農林水産部 県土整備部
令和4年12月9日改正	農林水産部 県土整備部
令和6年4月1日改正	農林水産部 県土整備部

1 趣旨

和歌山県は面積の約77%が森林であり、県土の保全や水源の涵養、環境の保全や木質資源の循環利用といった森林の持つ多面的機能を発揮させることで、県民が安全で安心して暮らせる社会や低炭素社会、循環型社会の形成に大きく寄与することができる。このような森林の多面的機能を発揮させる上で、木材の有効利用は重要な要素となっている。

こうしたことから、本県では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、平成24年2月に「和歌山県木材利用方針」を定め、公共施設等の木造・木質化を推進するとともに、公共土木工事での木材利用や、事務用品などの木製品の導入に努め、木材の利用を積極的に図ってきた。

令和3年6月、建築物等における木材利用の拡大により脱炭素社会の実現に貢献すること等を目的に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正されたことに伴い、令和3年12月8日付けで和歌山県木材利用方針を改正した。

今後、木材の利用をより一層推進し、その成果を確実なものとしていくため、農林水産部及び県土整備部が所管する公共土木工事において、特に木材の利用が相当量見込めるものや木材の使用割合が高いもの、または他の工種・工法への波及が期待できるものについて、木材の利用目標を記載した木材利用推進指針を定めるものとする。

2 指針の対象となる期間

令和6年度から5年間

3 内容

(1) 基本的な考え方

公共土木工事の実施においては、木材利用推進の役割や意義を踏まえながら、利用可能な施設（工種・工法）について木材の利用を推進するものとする。

る。

(2) 木材の利用を重点的に推進する工種・工法

各公共土木工事について、木材の利用を重点的に推進する工種・工法ごとの木材の利用目標を別表1、2のとおり定める。なお、利用上のコストや管理者との合意、必要とされる性能等を勘案し、木材の利用を判断する。

(3) 新たな技術、工法等による木材の利用

新たな技術を活用した新工種、新工法について、積極的に試験施工等に取り組むものとする。

(4) 推進体制

全庁横断組織である「木の国プロジェクト推進会議」を、公共土木工事における木材利用の推進機関として位置付け、関係部局等が連携し総合的な取組を進めるものとする。

(5) その他の取組

① 実績調査・対応検討

毎年度、公共土木工事における木材利用の実績を調査し、問題点や課題を把握するとともに、木材の利用推進に向けた対応策を検討する。

② 設計等の技術資料の整備

木材を利用した木製構造物の設計や施工に関する標準的な事項を定めた「公共土木工事木材利用マニュアル」などの資料の充実を図り、公共土木工事における木材利用の基本的な考え方の統一を図る。

③ 国の機関、市町村等との連携

公共事業での利用拡大を図るため、国の機関及び市町村等と木材利用推進に向けた情報交換を行うなど、積極的に連携を図る。

④ 普及啓発・PR

木材利用を推進するため、各種会議やイベント、研修会等を通じ、木材利用事例や新たな工種・工法等について普及啓発・PRを行うものとする。

⑤ 研究・開発

木材利用推進を図るため関係産業界等と連携を図り、イニシャルコストやランニングコストの縮減、適正な維持管理手法等について、研究・開発を促進する。

木材利用目標

別表 1

○木材利用率100%とする利用工種・工法等

利用工種・構法等	木材利用率	備考
伏工 (丸太伏工)	100%	
視線誘導標設置工 (木製デリネーター)		
階段工		
植栽支柱工		
植栽柵工		
手すり		
ベンチ		

別表 2

○条件にあった箇所で使用するもの

利用工種・工法等	備考
丸太筋工	山腹工、緩勾配の盛土工にて実施する
木柵工、丸太柵工	山腹工、緩勾配の盛土工にて実施する
筋工（簡易型）	植栽緑化を目的とした切土法面で実施する 但し、1：0.3より緩い勾配に限る
筋工（鉄筋挿入型）	風化抑制又は小規模崩壊等の対策として、景観に配慮する箇所の切土法面にて実施する 但し、1：0.3より緩い勾配に限る
まく板型柵	小型構造物を除く工事で実施する
丸太積流路工	背後地に重要物が無く、流速が遅く転石のない箇所で実施する
木製沈床工	ダム下流部の洗掘防止を必要とする箇所、または、常時水位以下で流速が工法に適した箇所で実施する
木製横断・転落防止柵工	景観を形成する箇所で実施する
木製工事用看板	維持管理工事等の小規模工事を除く工事で実施する
木製防護柵工 (ガードレール)	景観を形成する箇所で実施する
木製残存型柵 (堰堤工)	残存型柵の流出等による下流への被害の懸念のない箇所で実施する

問い合わせ先：農林水産部所管事業 林業振興課
 県土整備部所管事業 技術調査課